

1・4 海運に係る規制等の制度見直し

1・4・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求めている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、日本経済団体連合会（経団連）が例年と同じく自らの規制改革要望を取りまとめるための会員アンケートを実施し、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。2021 年度の経団連アンケートについては、「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を含む Society 5.0 の実現」と「with/post コロナ対応」に係る規制等の改革を最優先に取り組みたいとして両件に関する要望を募集したことから、当協会より特段の意見反映等を行わなかった。（例年同様、日本籍船の規制緩和等については、経団連要望の対象外となっているため、別途、国土交通省海事局に相談）

1・4・2 日本籍船に係る規制緩和

2020 年 5 月、国土交通大臣から交通政策審議会に対し、「安定的な国際海上輸送を確保するための今後の外航海運業のあり方及び外航海運業の基盤整備に向けた方策」について諮問されたため、海事分科会に「国際海上輸送部会」が設置され、7 月から 12 月にかけて当協会も参画して検討の結果、12 月の中間取りまとめには、「日本船舶（日本籍船）の保有に係る規制の見直し等については、可能なものから順次取り組んでいくべきである」との文言が盛り込まれた（『船協海運年報 2020』「1・2 海事分科会 国際海上輸送部会、海事イノベーション部会の設置【資料 1-2-2-2】」参照）。

海事局は、同中間取りまとめを踏まえ、また、2023 年度以降の次期トン数標準税制も視野に、日本籍船の保有が促進されるよう、関係各社にヒアリングしつつ、日本籍船保有に係る障壁の軽減に向けた検討を進めている。

以上